

建築確認等の電子申請について（PDF 版）

令和8年4月より、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）が提供している「電子申請受付システム」を導入し、建築基準法に基づく「確認申請」等の電子申請が可能です。

1 電子申請の対象手続き

静岡県所管区域（静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市、焼津市以外）のうち、以下のものは電子申請が可能です。市町、申請種類及び規模により、申請先が異なるため、「2 電子申請の申請先」もご確認ください。

また、引き続き、窓口での書面による申請も可能です。

- ・ 確認申請
- ・ 計画変更確認申請
- ・ 中間検査申請
- ・ 完了検査申請
- ・ 工事完了届（用途変更）
- ・ 計画通知
- ・ 計画変更通知
- ・ 特定工程工事終了通知
- ・ 工事完了通知

2 電子申請の申請先

電子申請にあたっては、建築予定地を所管する静岡県の土木事務所又は建築安全推進課を申請先とする必要があります。申請先に誤りがある場合、受付ができませんので、ご注意ください。

申請先	所管区域	申請種類	①建築物の規模 (1棟の申請部分)	
			床面積	階数
建築安全推進課	静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市、焼津市以外	①建築物 ②都市再開発法 第2条第6号 施設建築物 ③昇降機（建築物に設ける	1,500 m ² 超	5階（層） 以上

		場合、規模が 右記を下回る 場合を除く) ④ウォーター シュート、 飛行塔、その 他これらに類 する工作物 ⑤用途及び構造 方法が特殊な 建築物及び 工作物		
下田土木事務所 都市計画課	下田市、東伊豆町、 河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町	①建築物 ②昇降機（右記 の建築物に 設けるもの） ③工作物	1,500 m ² 以下	4階（層） 以下
熱海土木事務所 都市計画課	熱海市、伊東市			
沼津土木事務所 建築住宅課	三島市※、御殿場市※、 裾野市※、伊豆市、 伊豆の国市、函南町、 清水町、長泉町、小山町			
島田土木事務所 建築住宅課	島田市※、藤枝市※、 牧之原市、吉田町、 川根本町			
袋井土木事務所 建築住宅課	磐田市※、掛川市※、 袋井市※、御前崎市、 菊川市、森町			
浜松土木事務所 建築住宅課	湖西市※			

※建築基準法施行令第148条第1項第一号～第三号を除く。

3 電子申請の方法（ICBA 電子申請受付システム）

電子申請においては、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）の「電子申請受付システム」を使用します。以下の URL から、電子申請受付システムに利用者登録を行い、申請を行ってください。

- ・ ICBA 電子申請受付システム<外部リンク>

<https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/login>

また、操作説明については、以下の URL から、電子申請受付システム操作説明書（申請者向け）をご確認ください。

- ・ 電子申請受付窓口案内ホームページ<外部リンク>

<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>

システムの操作に関するお問い合わせについては、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）に直接ご連絡ください。

4 電子申請における手数料の納付（ふじのくに電子申請サービス）

電子申請における手数料の納付は、オンライン支払※1のみです。電子申請の引き受け時に手数料の納付案内を行いますので、ふじのくに電子申請サービスを使用し、オンライン支払により納付していただく流れとなります。

なお、ふじのくに電子申請サービスでは、領収書の発行を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

ふじのくに電子申請サービスの電子申請における手数料の納付 URL は公開しておらず、電子申請後に申請先から連絡します。

※1 オンライン支払について

オンライン支払方法は、以下のとおりとなります。

- ・ Pay-easy（ペイジー）によるお支払い

申請状態が納付待ちとなった後、申込詳細画面に表示されるお支払い用の番号（収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分）をご利用可能な金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキング※2 又は ATM に入力してお支払いをする方法です。

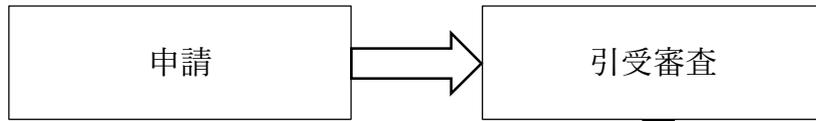
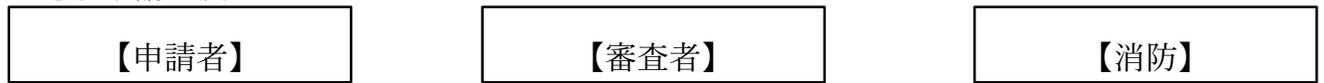
- ※2 インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の場合、ご利用可能な金融機関にインターネット・モバイルバンキング口座をお持ちの方のみご利用になれます。

5 電子申請の流れ

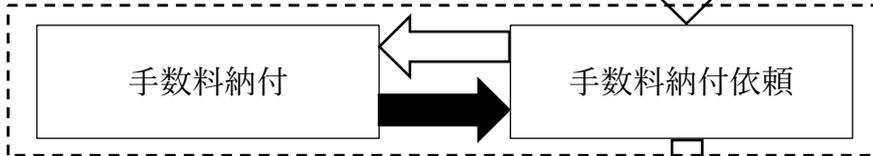
大まかな電子申請の流れは、以下のようになります。

- (1) ICBA 電子申請受付システムによる申請（申請者）
- (2) ふじのくに電子申請サービスによる手数料の納付（申請者）
- (3) ICBA 電子申請受付システムによる確認済証等の交付（県）

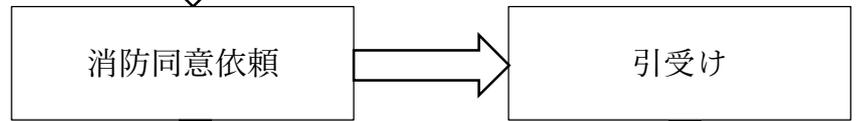
電子申請の流れ



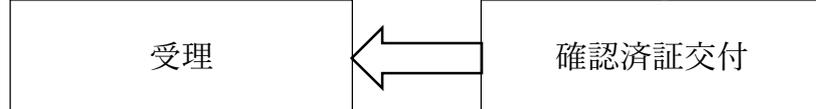
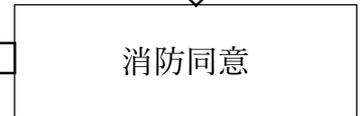
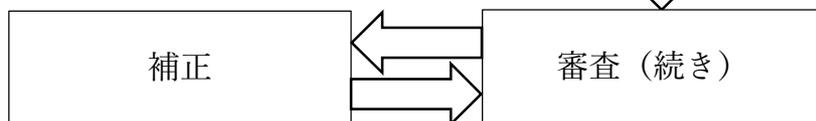
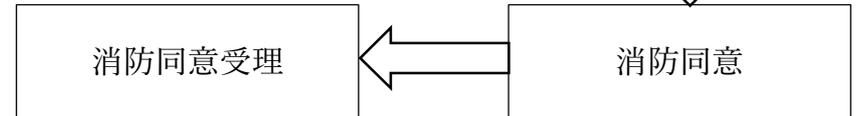
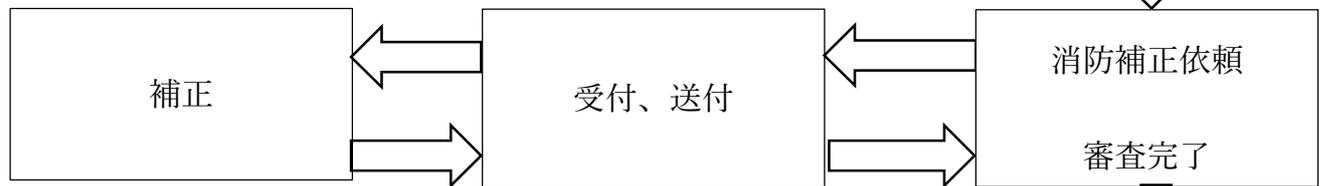
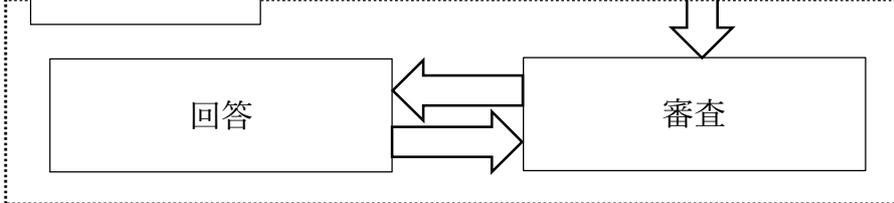
手数料納付の流れ 参照



手数料納付確認後、引受承諾し、**審査開始**



連絡・質疑応答

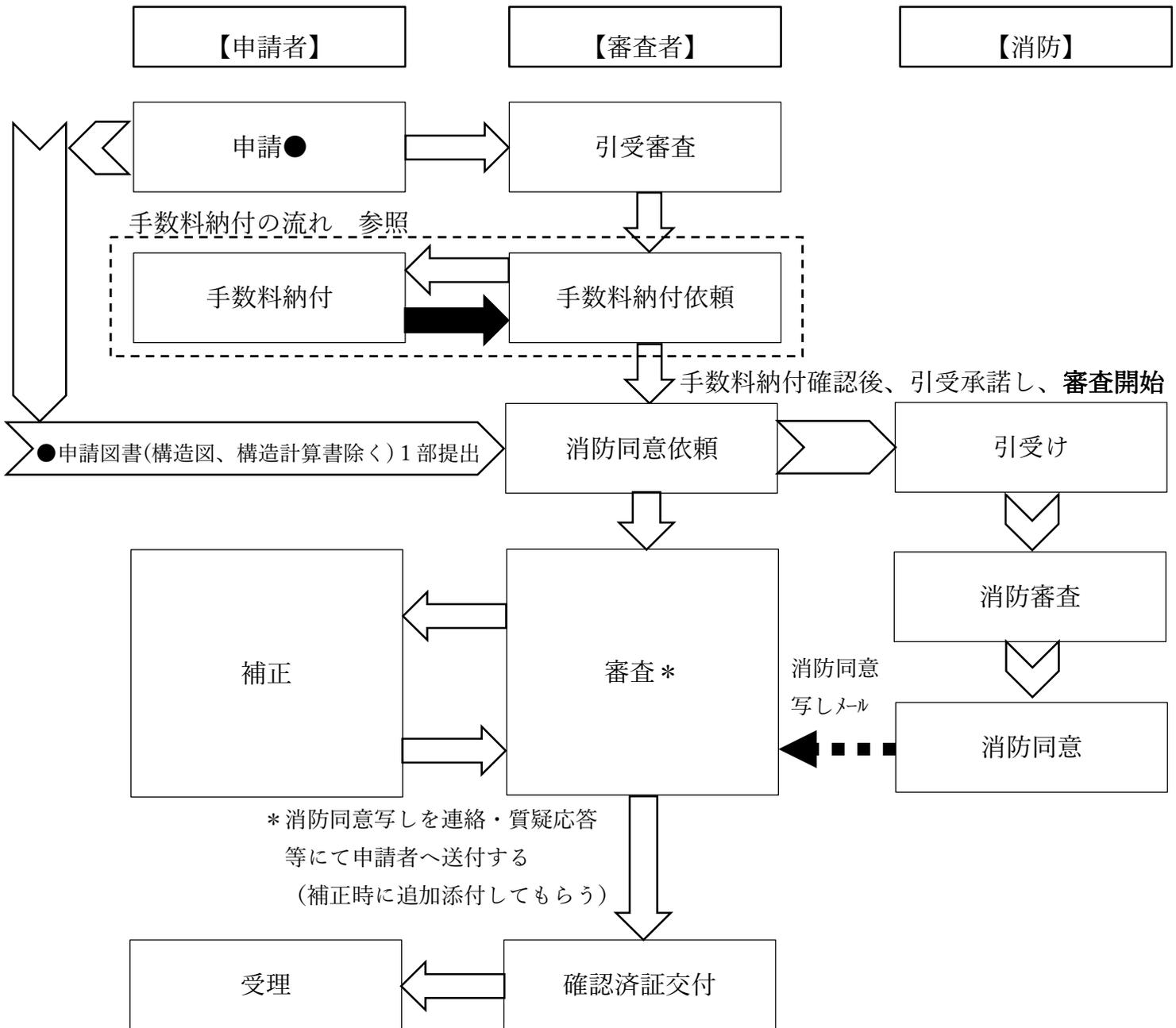


図形の見方

⇒ : 電子フロー (受付システム)

➡ : 電子フロー (電子申請サービス)

電子申請の流れ（消防機関が電子申請受付システム未対応の場合）



図形の見方

⇒ : 電子フロー (受付システム)

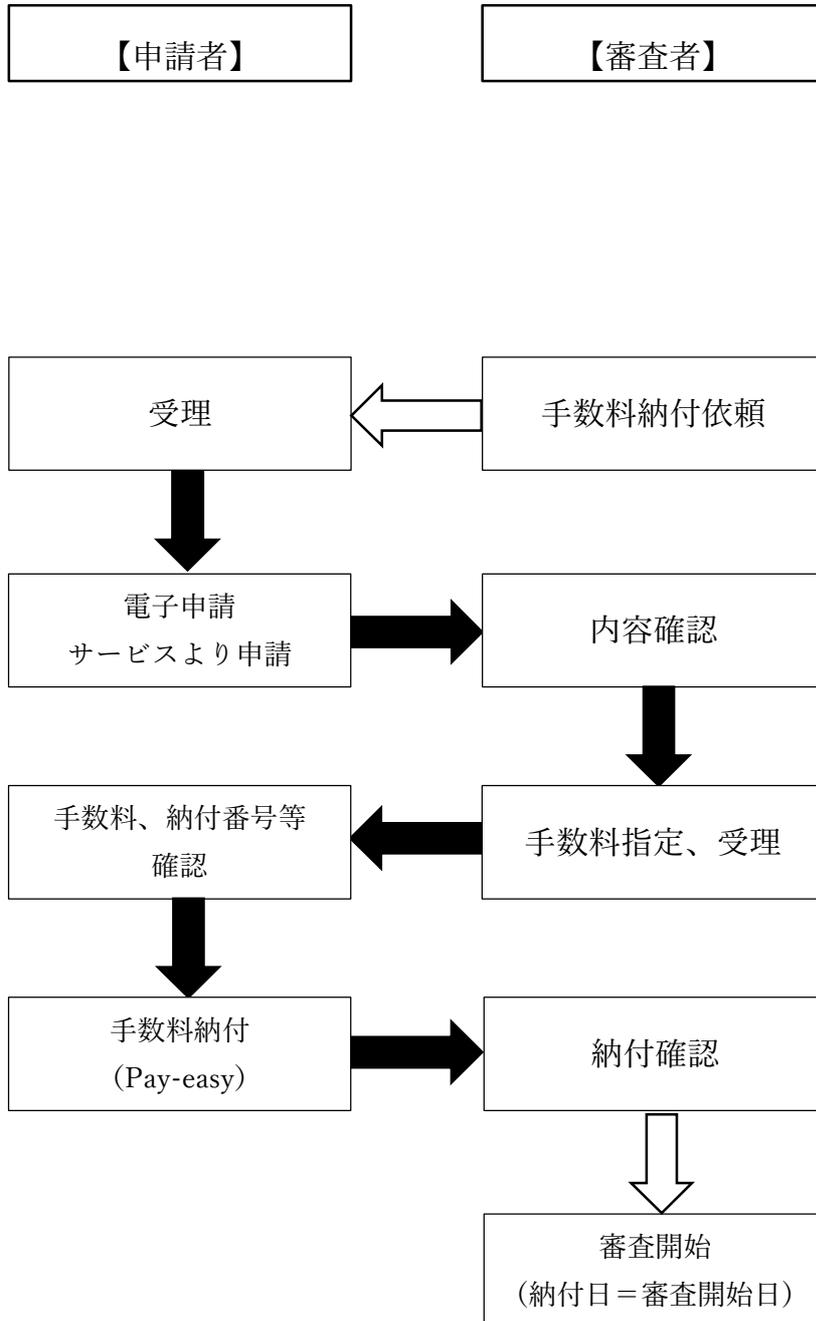
➡ : 電子フロー (電子申請サービス)

⇨ : 紙フロー

■▶ : 電子フロー (メール)

※消防機関は審査中、申請者と直接やりとりを行う。

手数料納付の流れ



図形の見方

⇨ : 電子フロー

➡ : 電子フロー (電子申請サービス)

6 電子申請におけるその他の注意点

(1) 受付日について

受付日は、建築基準法第6条第4項における受理した日、若しくは建築基準法第18条第3項における通知を受けた日を指します。

電子申請においては、手数料の納付が確認できた日を「受付日」とします。

土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日）に納付されたものは、翌開庁日の受付となります。

(2) 確認済証等の交付について

確認済証等の交付は、紙での手交、又は ICBA 電子申請受付システムに当該処分通知をアップロードする方法（電子交付）により行います。

(3) 副本の返却について

ICBA 電子申請受付システムに保存されたデータを申請者がダウンロードすることをもって、副本の返却とします。書面による返却を希望される場合は、従来どおり窓口での書面による申請をお願いします。

(4) 提出書類について

電子申請の場合の提出書類は、以下のとおりです。

- ・ 申請書、図書、書類等
- ・ 委任状（任意様式）
- ・ 敷地の位置を示す公図写し又はこれに代わるもの
（確認申請又は計画通知の場合）
- ・ 現地調査票（確認申請又は計画通知の場合）
- ・ 建築確認申請等手数料申告書（建築物の場合）
- ・ し尿浄化槽の概要書及び図書
（建築基準法第31条第2項におけるし尿浄化槽を設ける場合）